

次亜塩素酸水による 空間除菌解禁!!



▲議連代表から山本厚労副大臣に提言書を提出

11月30日にはビタビタボックスで超音波加湿器を止めてしまつた企業・自治体や介護施設・保育所などは、いよいよ青色にイメージエンジンの流行も危惧されています。風評や保健所の指示で、感染予防を再開してください。

10月18日から26日にかけて、旭川市内の3つの保育所で乳幼児や職員合わせて106人が下痢などの症状を訴え、そのうち12人からローワイルズが検出されました。多くの感染者はこまめな手洗いを呼び掛けている。予防衛生の常識でいまでもノロウイルスは次亜塩素酸水が効くまで多くのそれをきました。それが昨年からの間違った風評、間違った指導



ついに次亜塩素酸水の空間噴霧に対する厚労省の見解が変更となりました。10月21日付で厚労省より通達文が全国都道府県衛生主管局に発信されました。次亜塩素酸水を狙撃的にしたかのような今までの「おススメしない」通達文は変更されました。

厚労省から次亜塩素酸の空間噴霧を認める通達が出されました。



■覆つた風評
一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議 代表理事越智文雄



次亜塩素酸水を陥れた 風評工作の不都合な真実

新型コロナウイルスを不活化することが発表されたにも関わらず、造られた風評によって政府の感染対策に取り入れられずに来たこの1年半の経緯を振り返ります。

2020年4月	マスク、アルコールの払底。政府が全国民にマスク配布。 飲用アルコールを医療や消毒に使うことを可能とする発表。 アルコール業界の需給対策として500億円の補助金を交付。	2~8月	参議院予算委員会、厚労委員会、農水委員会などで議連議員から国会質疑。「除菌対策に補助金を」「オリンピックでも空間除菌が必要」 「WHOは次亜塩素酸水の空間噴霧を禁止していない」「厚労省がおススメしない根拠はなにか」←田村厚労大臣「WHOが禁止していないことは確認」「海外での知見がないため厚労省としてはおススメしていない」
4月15日	経産省はアルコールの払底に対してアルコール代替の資材として次亜塩素酸水と界面活性剤を試験すると発表。	8月26日	次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性についてヒトによる安全性試験結果を発表。
5月30日	NHKニュースで「次亜塩素酸水の効果はなかった」、「空間噴霧は危険」とのセンセーショナルな誤報。NITEは否定するも民放、各紙が追随。 「WHOが禁止している」など事実に反するファクトシートが流布。	8月31日	三重大学福崎教授が田村厚労大臣に次亜塩素酸水の安全性と効果についてレクチャー。
6月11日	後にJJK代表理事となる榎あかりみらい越智社長と5月13日に世界初のコロナ不活化試験結果を発表した北海道大学玉城名誉教授と次亜塩素酸研究の第一人者三重大学福崎教授、予防工学の東京工業大学奈良林特任教授の4名が東京KKRホテルにてインターネット中継を交えて記者会見。	9月1日	JJK品質認証システム開始
6月26日	NITE最終報告。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化する」ただし「アルコールのようには効かない。ヒタヒタにして20秒待たないならない。空間噴霧は目が結膜炎になり気道障害を起こす。」とNITE委員長が発表。(後に否定。2021年10月21日に事務通達変更。11月30日にポスター差し替え)	9月~11月	参議院議員会館講堂にて第3回議員連盟総会。厚労省代表より「空間噴霧をお勧めしないと言っているのは健康に害のある強力な消毒剤のこと」を指しており、次亜塩素酸水はこの限りにあらず」と新たな見解を表明。厚労省副大臣と経産省副大臣に議連提言書手交。厚労省副大臣から通達を事務連絡として出す旨回答。
6月30日	NITEの事実に反する発表に対して、全国の次亜塩素酸水溶液メーカーと販社約130社が一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議(JJK)を設立。 JJK設立総会・記念講演会。全国中継。	10月13日	通達事務連絡文の修正案交渉。議連会長の片山さつき議員事務所に於いて通達をよりわかりやすい表現に修正することと3省連名ポスターの抜本的修正を求めて打ち合わせを重ねる。
7月11日	東京KKRホテルにてJJK勉強会。全国中継。	10月21日	厚労省が全国に修正事務連絡を通達。QAでは「メーカーの使用上の注意を遵守して安全に使うことを妨げるものではない」という明確な表現が全国の自治体保健衛生主管局に送られた。
9月1日	北里大学片山教授(NITE委員を退脱)が洗剤と次亜塩素酸水の新型コロナ不活化試験結果を発表。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化しなかった」と科学的にありえない内容を発表。	10月23日	札幌市道新ホールにて第2回JJK学会開催。全国中継。
11月11日	朝日新聞にJJK全面意見広告。	11月24日	JJK会員41社からの中間報告では450の自治体保健所のサンプリング調査を行ったところ280が通達を見ていないという結果が判明。11月29日に厚労省が全国に再通達。
11月17日	札幌市コンベンションセンターにて第1回JJK学会開催。学会アピールを発表。	11月30日	3省連名ポスターの修正版が差替えされる。
11月21日	菅總理大臣、西村産業創生大臣にJJK提言書提出	12月8日	JJK臨時総会開催
12月21日	参議院議員会館地下会議室にて国会議員勉強会開催。		
2021年4月22日	日本除菌連合設立総会		
5月12日	第1回「感染対策を資料と方法から考える超党派議員連盟」総会		
7月8日	第2回「感染対策を資料と方法から考える超党派議員連盟」総会 NITE松本委員長よりメッセージ。		

第2回議員連盟総会へのNITE評議委員長のメッセージ

「新型コロナウイルスの伝播様式については、米国CDCも空気中を漂うエアロソルを介した感染リスクが高いことを示しており、マスクの着用やソーシャルディスタンスだけでは感染対策上、十分でないことはこれまでのクラスター発生の状況からも明らかです。

有効な対策としては換気の徹底あるいは空間中のウイルスの消毒が挙げられますが、まだ科学的に証明されていないために有効と思われる方法を取り入れられておりません。超党派議員連盟の先生方には、是非、科学的な検証を後押ししていただき、空間中のウイルス対策を国内外で活用できるようご支援をいただいくことを切に願っております。

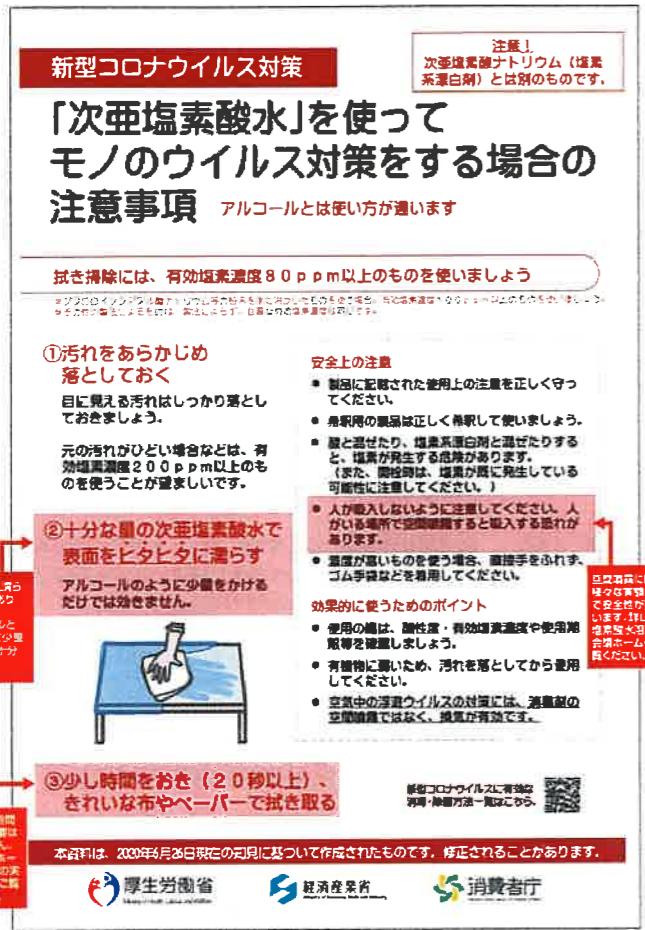
(国際医療福祉大学教授 松本哲哉)

詳しくは 検索 次亜塩素酸水溶液普及促進会議 ホームページをご覧下さい。

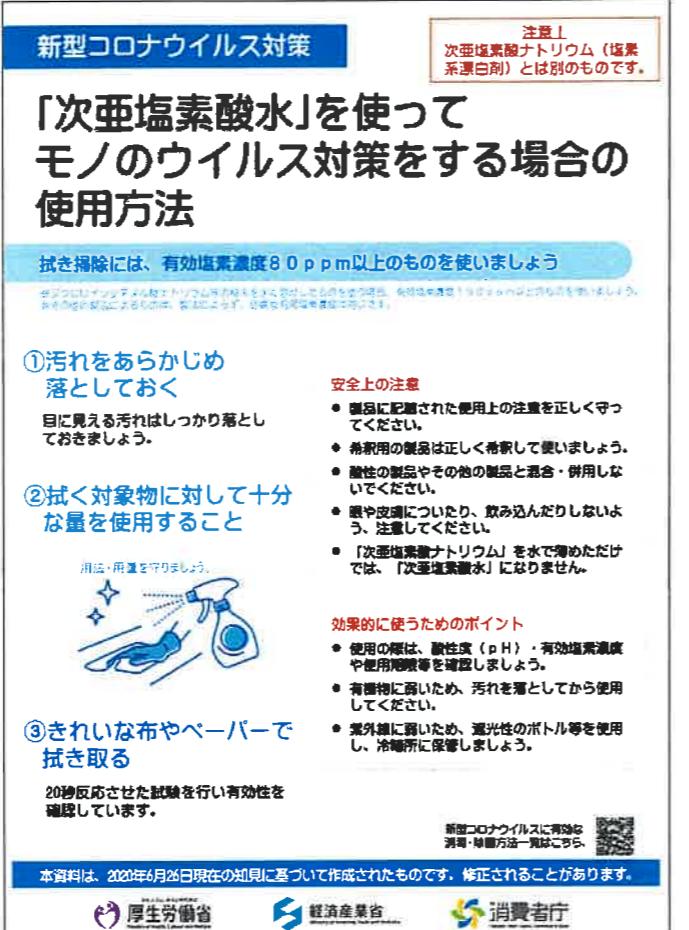
当会議の活動/JJK品質認証シール/次亜塩素酸水溶液への誹謗中傷に対する当会議の見解/効能・安全性のエビデンス/除菌事例/ご意見・ご賛同メッセージ
意見広告/実験動画/次亜塩素酸水溶液について/次亜塩素酸水溶液の有効性/次亜塩素酸水に関する記事集/空間噴霧に対する真実/JJK通信

厚労省、経産省、消費者庁連名のポスターが変更されました!!

これまでのポスター(2020年6月26日)



新しいポスター(2021年11月30日差し替え)



ヒタヒタポスターの誤りと変更の経緯

2020年6月24日NITEの最終発表で公開された厚労省、経産省、消費者庁連名で発表された「次亜塩素酸水を使ってもののウイルス対策をする場合の注意事項」ポスターは、多くの点で科学的根拠がなくNITEが試験を行わなかったことについても記載されていたことからJFKではこのポスターは、感染対策として有効な次亜塩素酸水の活用を妨げる不公正なものであるとして各省に抗議を続けてきました。

「アルコールのように少量をかけるだけでは効かない」とか、「ヒタヒタに濡らす」とか、「20秒以上」の時間をおくとか、「人が吸入しないように注意してください」とか、どういう意図で誰が作成したものなのか次亜塩素酸水が実際のウイルス対策には活用できないかのような印象を与える意図的とも思われる文章となっていました。

JFKは次亜塩素酸水のウイルス対策の効果はアルコールと同等か、より短い時間で除菌することが可能であること、常識的にテーブルの上をヒタヒタにするほど濡らす必要はないこと、20秒とある時間は試験管実験の結果を見るために必要な作業時間であり、除菌にはアルコールと同等の使い方で充分であること、吸入する恐があるというあたかも次亜塩素酸水が危険な薬剤であるかのような印象を与えようとしているが、実際に事故事例も健康被害の根拠もないことなどを指摘してきました。

次亜塩素酸水の空間噴霧への厚労省の見解が変更されました!

事務連絡
令和3年10月21日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところです。

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりまとめた上、別添とのおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださいようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨ですので、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5.(補論)空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)5.(補論)空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

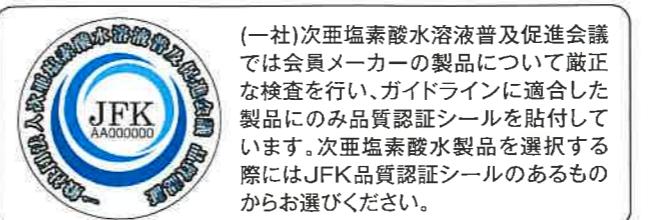
(答)

世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の(空間)噴霧や漂白をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

検索⇒厚生労働省⇒政策について⇒分野別の政策一覧⇒健康・医療⇒感染症情報⇒新型コロナウイルス感染症について⇒自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)2021年10月21日



詳しくは検索 ⇒ 次亜塩素酸水溶液普及促進会議